

## 香川県教職員育成協議会設置要綱

### (設置)

第1条 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「法」という。)第22条の5第1項の規定に基づき、香川県教職員育成協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第22条の3第1項に定める校長及び教員としての資質の向上に関する指標(以下「指標」という。)の策定及び変更に関すること
- (2) 指標に基づく校長及び教員の資質能力の向上に関すること

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 大学関係者
- (2) 市町教育委員会関係者
- (3) 各種教育関係団体関係者
- (4) 民間有識者
- (5) 県教育委員会関係者

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、香川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要に応じて招集する。ただし、委員は、必要に応じて教育長に対し、協議会の招集を求めることができる。

- 2 協議会に座長を置くものとし、香川県教育委員会教育次長がこれを務める。
- 3 協議会は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。
- 4 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局を香川県教育委員会総務課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。